

大阪府後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例

〔平成19年1月17日
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第2号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第4条の2第1項の規定に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の休日を定め、併せて広域連合の機関に対する申請等の期限の特例を定めるものとする。

(広域連合の休日)

第2条 次に掲げる日は、広域連合の休日とし、広域連合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、広域連合の休日に広域連合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第3条 広域連合の機関に対する申請、届出その他の行為の期限で、条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが広域連合の休日に当たるときは、広域連合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

2 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「12月30日から翌年の1月4日」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改める。